

○西紋別地区環境衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続きに関する規則

制定 平成22年4月8日規則第2号

改正 令和3年9月28日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は西紋別地区環境衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続きに関する条例(平成22年条例第1号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の期間等)

第3条 条例第4条第2項の規定による縦覧の期間のうち、紋別市の休日を定める条例(平成3年紋別市条例第12号)第1条第1項各号に掲げる休日は、縦覧を行わないものとする。

2 縦覧の期間は、午前9時から午後5時までとする。

(縦覧の手続)

第4条 条例第3条の規定により縦覧に供された報告書を縦覧しようとする者は(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込書(様式第1号)に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第5条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 組合長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

第6条 条例第5条第2項の意見書(様式第2号)には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第5号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

年 月 日

縦覧申込書

西紋別地区環境衛生施設組合
組合長 様

住所
申込者
氏名 ⑩

〔 法人にあっては、名称、代表者の氏名及び
登記された事務所又は事業所の所在地 〕

西紋別地区環境衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続きに関する規則第4条により、報告書等の縦覧を申し込みます。

年 月 日

意見書

西紋別地区環境衛生施設組合
組合長 様

住所

氏名

Ⓜ

電話番号

〔 法人にあっては、名称、代表者の氏名及び
登記された事務所又は事業所の所在地 〕

西紋別地区環境衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続きに関する条例第5条第2項の規定により、次のとおり意見を提出します。

施設 の 名 称	
利 害 関 係 を 有 す る 理 由	
生 活 環 境 の 保 全 上 の 見 地 か ら の 意 見	